

長野県獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程細則

令和 7 年 6 月 24 日付け 7 長畜第 16 号

一般社団法人長野県畜産会（以下「畜産会」という。）は、獣医師養成確保修学資金給付事業の実施について、獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 消安第 10244 号消費・安全局長通知。以下「実施規程」という。）第 4 の 11 の規定に基づき、獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程細則を以下のとおり定める。

第 1 事業の実施

獣医師養成確保修学資金給付事業の実施に当たっては、食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等交付要綱（平成 28 年 3 月 29 日付け 27 消安第 6176 号農林水産事務次官依命通知）、食料安全保障確立対策事業実施要領（平成 28 年 3 月 29 日付け 27 消安第 6184 号農林水産事務次官依命通知）、畜産安全対策事業の運用について（平成 20 年 4 月 22 日付け 19 消安第 15124 号消費・安全局長通知）及び実施規程に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

第 2 給付対象者及び対象除外者

- 1 修学資金の給付を受けることのできる者は、実施規程第 4 の 1 の規定に該当する者のうち、一般社団法人長野県畜産会長（以下「会長」という。）と修学資金の給付に関する契約を締結した者（以下「獣医修学生」という。）とする。
- 2 次の何れかに該当する者は、（1）の獣医修学生の対象者から除外するものとする。
 - （1）獣医師の確保のために都道府県等が自ら行う修学資金と同種の資金の交付を受けている、又は受ける予定がある者（長野県が本事業の共同負担者となる場合を除く。）
 - （2）条件付き給付契約を締結しようとする者の直系血族又は直系姻族である者（これらの者が取締役、理事又は責任役員となる法人も含む。）が、本事業の共同負担者又は事業実施主体となる者。

第 3 給付額及び給付期間

- 1 獣医修学生への修学資金の給付額は、畜産会が 2 分の 1 以内（ただし、1 人当たり月額 50,000 円（私立大学において獣医学を専攻する学生については、1 人当たり月額 90,000 円）を上限とする。）を負担し、共同負担者がその残額を負担する。給付額は、獣医修学生、事業実施主体及び共同負担者（当該修学資金事業の修学資金の一部を負担する団体等をいう。以下同じ。）の協議により決定するものとする。
- 2 修学資金の給付期間は、実施規程第 4 の 2 の規定によるものとする。

第 4 獣医修学生希望者の募集

長野県内において産業動物を対象に診療を行う獣医師又は家畜防疫員（家畜の伝染病の予防又は家畜衛生の向上等に関する業務に従事する獣医師をいう。）（以下「産業動物獣医師」という。）の確保を必要とし、修学資金の給付を受けようとする者の募集を要望する団体等（長野県は除く）は、別記様式1号の「獣医修学生募集要望書」を作成し、会長に提出する。

第5 修学資金の給付申請

- 1 共同負担者は修学資金の給付を受けようとする者に対し、推薦状（様式は任意）を交付するとともに、事業実施主体にその写しを提出する。
- 2 修学資金の給付を受けようとする者は、当該修学資金事業の共同負担者が確認される場合に、次の書類を添付して、別記様式2号の「獣医師養成確保修学資金給付申請書」を作成し、会長に提出する。
 - （1）学長又は学部長の推薦書（別記様式3号）
 - （2）健康診断書
 - （3）戸籍謄本（外国籍の獣医修学生については住民票）
 - （4）当該学年末における学業成績証明書
 - （5）獣医学生の父若しくは母又はこれらに代わって家計を支えている者（主たる家計支持者1人）の収入を証明する書類（市町村長が発行する前年度分の所得証明書又は源泉徴収票の写し）
- 3 修学資金の給付申請書の連帯保証人（獣医修学生と連帯して、契約の条件の不履行により生じる獣医修学生の債務を負担する者（法人は不可。）をいう。以下同じ。）は2人とし、獣医修学生に父又は母があるときは、連帯保証人のうち1人は父又は母とする。

第6 修学資金の給付決定の通知

会長は、第5の申請により給付することを決定した場合には、速やかに修学資金の給付を受けようとする者に対し、別記様式4号の「修学資金給付決定通知書」により修学資金の給付決定の通知を行う。

第7 獣医師養成確保修学資金給付契約書の作成

第6の給付決定の通知後、会長は、修学資金を受けることとなった者との間で契約書を作成することにより修学資金の条件付き給付契約を行う。条件付き給付契約を行った場合には、契約書の写しを獣医修学生に係る共同負担者及び連帯保証人に送付する。

なお、契約書には、契約の前提となる就業等に係る条件のほか、連帯保証人、修学資金の給付月額、給付期間、極度額、契約の解除、給付の休止、給付の終了、返還、加算金、延滞利子、返還金（加算金を含む。以下同じ。）、返還金の返還免除・猶予、返還金の返還債務の履行猶予、加算金の納付免除等に関する要件を備えなければならない。

第8 条件付き給付契約の解除及び給付の休止

条件付き給付契約の解除及び給付の休止は、実施規程第4の4及び6の規定によるもの

とする。

第9 修学資金の給付に要する負担

共同負担者は、当該事業に係る負担金について、会長からの負担金請求に基づき、会長が指定する振込先に納付する。

第10 返還金の返還

- 1 獣医修学生が修学資金を返還しなければならなくなった場合は、実施規程第4の6の規定により実施し、別記様式5号の「獣医師養成確保修学資金の返還金の返還請求書」を獣医修学生に送付して返還させる。
- 2 会長は、獣医修学生から修学資金及び加算金（以下「返還金」という。）の返還を受けた場合は、農林水産省と協議の上、原則として修学資金の給付額の共同負担者負担分（以下「共同負担者分」という。）及び共同負担者分に係る加算金を共同負担者に配分する。
- 3 会長は、獣医修学生から契約書第10条により延滞利子の支払いを受けた場合は、農林水産省と協議の上、原則として負担者に相当する延滞利子（1円未満は切り捨て）について、共同負担者と協議して、その処理を行う。

第11 返還金の返還の免除

獣医修学生が返還すべき返還金の返還の免除を要望する場合は、実施規程第4の7の規定により実施する。

第12 返還金の返還債務の履行の猶予

獣医修学生が返還すべき返還金の返還債務の履行の猶予を要望する場合は、実施規程第4の8の規定により実施する。

第13 獣医修学生等に対する指導及び就業状況調査

会長は、獣医修学生等に対する指導及び就業状況調査を、実施規程第4の10の規定により実施する。

第14 従事期間満了の確認

会長は、従事期間満了の確認をした場合は、別記様式6号の「従事期間満了確認通知書」により共同負担者にその旨を報告する。

第15 勤務先等又は地域の変更

- 1 修学資金の給付を受けたものが、獣医師免許を取得後、産業動物獣医師として業務に従事した期間が、修学資金給付期間（修学資金の給付の休止に係る期間を除く。）に次の各号に掲げる係数を掛けた期間に満たない場合において、従事する勤務先又は地域等を変更する場合は、会長にその旨を遅滞なく届け出なければならない。
 - （1）修学資金の給付月額が50,000円以下の給付期間は、係数を4分の5とする。
 - （2）修学資金の給付月額が50,000円を超え120,000円以下の給付期間は、係数を2

分の3とする。

(3) 修学資金の給付月額が120,000円を超える給付期間は、係数を3分の5とする。

- 2 1の変更において、従事する勤務先の雇用者が変更となる場合は、事前に共同負担者の同意を得なければならない。
- 3 会長は、1の変更の届出があった場合は、その旨を該当する共同負担者及び長野県を通じて該当する都道府県に報告する。
- 4 1の変更があった場合、実施規程第4の3の(5)に定める産業動物獣医師として業務に従事した期間の算定は、変更前に従事していた期間と変更後に従事した期間を合算できる。

第16 共同負債者の責務

- 1 共同負担者は、負担金1年分を会長が定める日までに会長に納付しなければならない。
- 2 共同負担者は、畜産会が事業の範囲内において行う獣医修学生の修学状況、就業状況等の情報の収集に協力するものとする。
- 3 共同負担者は、獣医修学生の返還金の返還について、畜産会と共同して当てるものとする。

第17 返還金の取扱い

- 1 給付者から返還された返還金は、補助額、又は負担額の割合に応じ、国及び共同負担者に帰属する。
- 2 第9により、既に共同負担者から負担金の納入が完了しており、当該年度の負担金に充当できない場合の負担金は共同負担者に返還する。

第18 その他

- 1 この事業の適正かつ円滑な執行を期するため必要がある場合は、獣医修学生及び共同負担者に対し必要事項の報告を求めることとする。
- 2 獣医学生への通知内容及び獣医修学生からの報告内容等は、共同負担者及び長野県と情報共有し、この事業の適切かつ円滑な執行を図ることとする。
- 3 この細則に定めるもののほか、この事業の執行に必要な事項については、関係機関と協議して、別に定める。

附則

この細則は、令和7年6月24日から施行し、令和7年4月22日から適用する。

別記様式1号（獣医修学生募集要望書）

〇〇年度獣医修学生募集要望書

年 月 日

一般社団法人長野県畜産会長 殿

住 所

氏 名〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

獣医師養成確保修学資金給付事業において、当〇〇〇〇〇は、〇〇年度に下記のとおり新規獣医修学生の募集を希望するので、よろしく御配慮いただきたい。

記

1 新規獣医修学生採用希望人数 名

2 事業実施主体以外の修学資金の負担及び配属計画

配属予定の 診療施設等名	人数	共同負担予定者 の名称	左の負担月額	備 考 (氏名、大学、学年等)

(注) 1 この要望書は、就業予定先から提出してもらうものです。

2 就業を予定する者がある場合は、その氏名、在籍大学名、学年等を備考欄に記載してください。

別記様式 2 号（獣医師養成確保修学資金給付申請書）

獣医師養成確保修学資金給付申請書

年 月 日

一般社団法人長野県畜産会長 殿

申 請 者 氏名

連帯保証人 氏名

連帯保証人 氏名

獣医師養成確保修学資金給付事業の修学資金の給付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

ふりがな 氏 名			大	名 称 (学部、学科名)		
生年月日	年 月 日生			学	入 学 年 月 日 卒業予定年月日	年 月 日 年 月 日
本籍地	県(都道府)				給付開始時の学年	
現 住 所	〒					
高等学校 卒業以降 の学歴等	年 月 日		事 項			
連帯保証人 (連帯保証 人のうち 1 人は父又は 母とすること。)	氏 名	(年 月 日生)	氏 名	(年 月 日生)		
	本籍地	県 (都道府)	本籍地	県 (都道府)		
	現住所	〒	現住所	〒		
	職 業		職 業			
	本人と の続柄		本人と の続柄			

添付書類 ①推薦書 ②健康診断書 ③戸籍謄本 ④学業成績証明書
⑤主たる家計支持者 1 人の所得証明書又は源泉徴収票の写し

別記様式3号（推薦書）

推 薦 書

年 月 日

一般社団法人長野県畜産会長 殿

大学

学（学部）長

下記の者は、獣医師養成確保修学資金給付事業の修学資金の給付を受ける学生として
 適当と認められるので推薦します。

記

1 氏名

2 入学年月日及び在学年次 年 月 日 第 学年

推薦所見	
------	--

別記様式4号（修学資金給付決定通知書）

修学資金給付決定通知書

番 号
年 月 日

修学生番号（ ）
修学生氏名 様

一般社団法人長野県畜産会
会長

〇〇年〇月〇〇日付けをもって提出された修学資金の給付申請について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

- 1 氏 名
- 2 決 定 番 号 （ ）
- 3 給付予定期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 修学資金給付額 月額 円

別記様式 5 号（返還金納付請求書）

獣医師養成確保修学資金の返還金の返還請求書

番 号
年 月 日

修学生番号 （ ）
修学生氏名 様

一般社団法人長野県畜産会
会長

貴殿と交わした獣医師養成確保修学資金給付契約に基づき修学資金の給付を行ってき
ましたが、契約書第 条の規定に基づき下記のとおり返還金を返還されたく請求しま
す。（なお、請求のあった日から 6 か月以内に正当な理由がなく返還金の返還がなされ
ない場合は契約書第 10 条により延滞利子が付加されます。）

記

返還すべき事由	
修 学 資 金 額	円
加 算 金 額	円
合 計	円
返 還 期 限	年 月 日まで

- 備考 1 不明のことがあるときは、折り返し一般社団法人長野県畜産会に照会してください。
2 納付に当たっては、一般社団法人長野県畜産会の下記の口座に振り込んでください。
金融機関： 銀行 支店
口座の種類：
口座番号：
名 義 人：

別記様式 6 号（従事期間満了確認通知書）

従事期間満了確認通知

番 号
年 月 日

《共同負担者》 様
《獣医修学生》 様

一般社団法人長野県畜産会
会長

このことについて、〇〇年〇〇月〇〇日付けで〇〇から申請があり、申請のとおり産業動物獣医師として業務に従事したことを確認したので通知します。

(契約書の例)

獣医師養成確保修学資金給付契約書

一般社団法人長野県畜産会 会長 ○○○○（以下「甲」という。）と獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程（平成23年4月1日付け22消安第10244号。以下「実施規程」という。）及び長野県獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程細則（○○年○月○○日付け番号。以下「細則」という。）を了知した（獣医修学生名）（以下「乙」という。）は次のとおり契約を締結する。

この契約書は2通作成し、甲及び乙が各1通を所持する。

○○年○○月○○日

(甲)

(所在地) 長野県長野市大字中御所字岡田30-9

(連絡先) 026-228-8809

(名 称) 一般社団法人長野県畜産会

会長 ○○○○

(乙)

(本籍)

(住所)

(連絡先)

(氏名)

(乙の連帯保証人)

(本籍)

(住所)

(連絡先)

(氏名)

(乙の連帯保証人)

(本籍)

(住所)

(連絡先)

(氏名)

第1条 甲は、この契約書に定める各事項に従い、乙が（3）の就業条件を履行することを条件に、次のとおり乙に対して修学資金を給付するものとする。

（1）給付額：月額 ○○○,○○○円

（2）給付期間：○○年△△月から○○年◇◇月までとする。ただし、給付期間満了の

1 か月前までに、甲から特段の申し出がない場合は、本契約は同一条件をもって更に1年間更新されるものとし、乙が獣医師国家試験の受験資格を取得する年度まで以後同様とする。

(3) 乙の就業条件：修学資金給付期間（第4条の給付の休止期間を除く。）に以下に掲げる係数を掛けた期間を超えて、長野県内において産業動物を対象に診療を行う獣医師又は家畜防疫員（家畜の伝染病の予防又は家畜衛生の向上等に関する業務に従事する獣医師をいう。）（以下「産業動物獣医師」という。）としての業務に従事すること。

ア 就学資金の給付月額が50,000以下の給付期間は、係数を4分の5とする。

イ 修学資金の給付月額が50,000円を超え120,000円以下の給付期間は、係数を2分の3とする。

ウ 修学資金の給付月額が120,000円を超える給付期間は、係数を3分の5とする。

(4) 乙の連帯保証人の極度額：〇〇〇, 〇〇〇円

第2条 甲は、乙の指定する口座振込みにより、修学資金を毎月1か月ずつ給付する。ただし、甲乙合意により、2か月分以上を合わせて給付することができる。

第3条 甲は、乙が次の各号のいずれかに属する場合には、本契約を解除することができる。

(1) 退学したとき。

(2) 獣医学以外を専攻しなくなったとき。

(3) 心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認められるとき。

(4) 修学資金の給付を受けることを辞退したとき。

(5) 学業成績又は性行が著しく不良となったと認められるとき。

(6) 死亡したとき。

(7) その他修学資金の給付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

第4条 甲は、乙が留年した場合には、その学年度の修学資金の給付を行わない。

2 甲は乙が休学し、又は停学の処分を受けた場合には、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分までの修学資金の給付は行わない。

この場合において、これらの月の分として既に給付された修学資金があるときは、その修学資金は、乙が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として給付されたものとする。

第5条 乙は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、(1)に該当する場合を除き遅滞なく甲に届け出るものとし、甲からの請求を待って、別記により算出される額の修学資金及び加算金（以下「返還金」という。）を甲に返還しなければならない。

(1) 第3条の規定（同条(6)の規定による場合を除く。）により、本給付契約が解除となったとき。

- (2) 獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得しなかったとき。
- (3) 獣医師免許を取得後、1年以内又は第8条に規定する返還債務の履行の猶予の限度内に産業動物獣医師として就業予定先に就業しなかったとき。
- (4) 第8条に規定する返還債務の履行の猶予の限度を超えて、家畜衛生等に関する技術協力で海外に派遣されることとなったとき、又は就業予定先の都合（人事異動も含む。）により産業動物獣医師としての業務以外の業務に従事することとなったとき。

第6条 乙は、第1条の（3）に規定する期間を満了する前に長野県内において産業動物獣医師等としての業務に従事しなくなったときは、遅滞なく甲に届け出るとともに、甲からの請求を待って、別記により算出される返還金を甲に返還しなければならない。

第7条 乙は、第5条及び第6条の規定に基づき甲から返還金の返還の請求を受けたときは、請求のあった日から6か月以内に請求された金額の全額を甲に返還しなければならない。この場合、乙が届出を怠った場合は、甲は返還すべき事由が発生した日に遡って返還請求を行うことができるものとする。ただし、災害、疾病その他やむを得ない理由により返還金を返還することが困難であると認められるときは、3年を限度として返還金の返還を猶予することができる。

第8条 第5条及び第6条の規定にかかわらず、乙は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、累積3年を限度として（（3）にあつては、当該事由が継続する間）甲に返還金の返還債務の履行の猶予を申請することができる。この場合において、猶予期間は、産業動物獣医師として従事した期間に算入しない。

- (1) 家畜衛生等に関する技術協力で海外に派遣されることとなったとき。
- (2) 就業予定先の都合（人事異動も含む。）により一時的に産業動物獣医師としての業務以外の業務に従事することとなったとき。
- (3) 災害、疾病、出産、育児、介護その他やむを得ない理由により産業動物獣医師としての業務に従事できないとき。

第9条 第5条及び第6条の規定にかかわらず、乙又は乙の連帯保証人は、乙が死亡、事故又は心身の故障のため、産業動物獣医師として業務に従事することができなくなった場合は、甲に返還金の全部又は一部の返還の免除を申請することができる。

2 第5条及び第6条の規定にかかわらず、乙は、就業予定先の飼育動物診療施設の廃止等就業予定先のやむを得ない事情により、産業動物獣医師として業務に従事することができなくなった場合は、甲に返還金の全部又は一部の返還の免除を申請することができる。

3 第5条及び第6条の規定にかかわらず、乙は、甲及び共同負担者との合意の上で、就業予定先とは異なる就業先において産業動物獣医師として従事しようとし、又は従事する場合は、甲に返還金の全部又は一部の返還の免除を申請することができる。

第10条 乙は、正当な理由がなく、返還金を第7条に規定する日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期日の日数に応じ、返還すべき金額につき、次の算式により計算した額の延滞利子を支払うものとする。

$$\text{延滞利子} = (\text{返還すべき金額}) \times (0.1095 \div 365) \times (\text{延滞した日数})$$

第11条 乙は、第1条の(3)に規定する期間、就業予定先において業務に従事した場合、甲に従事期間満了確認申請書(契-21号)を提出し、甲はこの内容を審査し、適正なことを確認したときは、従事期間満了確認通知(細則の別記様式6号)により通知する。

第12条 本契約は、元本確定期日を契約更新した日の5年以内とし、その満了の2か月前までに、甲から特段の申し出がない場合、本契約は同一条件をもって更に5年間更新され、第3条の規定により解除されるとき、又は第1条の(3)に規定する期間を満了するときまで、その効力を有するものとする。

第13条 乙は、契約書別表の区分欄に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、各号に定める提出書を別表の注に規定する期日までに提出しなければならない。

第14条 本契約に定めない事項及び本契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

別記（契約書第6条の返還金の計算方法）

1 修学資金

獣医学生を対象とする修学資金

$$\text{修学資金の給付総額} \times \left(1 - \frac{\text{産業動物獣医師として従事した月数}}{\text{修学資金を給付した月数に係数を掛けた期間（※）}} \right)$$

（※）修学資金を給付した月数に係数を掛けた期間 = 給付月額50,000円以下を給付した月数×5÷4 + 給付月額50,000円を超え120,000円以下を給付した月数×3÷2 + 給付月額120,000円を超えて給付した月数×5÷3

（注1）産業動物獣医師として従事した月数は、従事し始めた日の属する月から、最終の従事日の属する月までとする。

（注2）第8条に規定する返還債務の履行猶予の限度を超えて、就業予定先の都合（人事異動を含む。）により産業動物獣医師としての業務以外の業務に従事することとなったときは、「修学資金の給付総額」とあるのは「事業実施主体が負担した修学資金の給付総額」と読み替えるものとする。

2 加算金

（1）給付契約が解除されたとき

修学資金の給付時ごとの金額に、給付をした日の属する月の翌月から、契約が解除された日又は契約解除の申出のあった日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和

（2）獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得しなかったとき

修学資金の給付時ごとの金額に、給付をした日の属する月の翌月から、獣医師免許を取得できなかった旨の届出があった日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和

（3）獣医師免許を取得後、1年以内又は第8条に規定する返還債務の履行猶予の限度内に産業動物獣医師として就業予定先に就業しなかったとき

修学資金の給付時ごとの金額に、給付をした日の属する月の翌月から、産業動物獣医師として従事しない旨の届出があった日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和

（4）獣医師免許を取得後、産業動物獣医師として従事した期間が第1条の（3）に規定する期間に満たなかったとき又は満たす前に第8条に規定する返還債務の履行猶予の限度を超えて第8条の（1）又は（2）に該当したとき

修学資金の給付時ごとの金額に、給付をした日の属する月の翌月から、修学資金の給付が終了した日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和に以下の率を乗じて得た金額

$$\left(1 - \frac{\text{産業動物獣医師として従事した月数}}{\text{修学資金を給付した月数に係数を掛けた期間(※)}} \right)$$

(※) 修学資金を給付した月数に係数を掛けた期間 = 給付月額50,000円以下を給付した月数×5÷4 + 給付月額50,000円を超え120,000円以下を給付した月数×3÷2 + 給付月額120,000円を超えて給付した月数×5÷3

(注1) 産業動物獣医師として従事した月数は、従事し始めた日の属する月から、最終の従事日の属する月までとする。

(注2) 第8条に規定する返還債務の履行猶予の限度を超えて、就業予定先の都合（人事異動を含む。）により産業動物獣医師としての業務以外の業務に従事することとなったときは、「修学資金の給付時ごとの金額」とあるのは「事業実施主体が負担した修学資金の給付時ごとの金額」と読み替えるものとする。

契約書 13 条の別表

区 分	届 出 書 名	別記様式 番号
1 契約者本人又は連帯保証人の住所・氏名・連絡先等が変更したとき	住所・氏名等変更届	契－1
2 進級したとき	進級届	契－2
3 留年したとき又は留年後進級したとき	留年届又は 留年後進級届	契－3
4 休学したとき又は休学後復学したとき	休学届又は 休学後復学届	契－4
5 停学処分を受けたとき又は停学処分後復学したとき	停学届又は 停学後復学届	契－5
6 退学したとき	退学届	契－6
7 修学資金の給付を辞退するとき	辞退届	契－7
8 獣医学を専攻しなくなったとき	専攻中止届	契－8
9 大学を卒業した年次の獣医師国家試験で獣医師免許を取得しなかったとき	卒業年次の免許 未取得届	契－9
10 大学を卒業した翌年次の獣医師国家試験で獣医師免許を取得しなかったとき	卒業翌年次の免許 未取得届	契－10
11 獣医師免許取得後 1 年以内に産業動物獣医師として業務に就業しないこととなったとき	業務未就業届 (産業動物獣医師として 業務に未就業の場合)	契－11
12 修学資金給付期間に契約書に定める係数を掛けた期間の満了前に産業動物獣医師として業務に従事しないこととなったとき	業務非従事届 (産業動物獣医師の業務 に従事後、非従事となっ た場合)	契－12
13 産業動物獣医師として業務に就業し始めたとき	業務就業届	契－13
14 産業動物獣医師として業務に従事しているとき	業務従事状況届	契－14
15 勤務先（所属）、業務内容を変更したとき	勤務先・業務内容変更届	契－15
16 勤務先を変更するときに、法人又は都道府県が変更となる場合	勤務先・地域変更の同意 書	契－16
17 契約書第 7 に相当し、返還金の返還猶予を申請する場合	返還金の返還猶予申請書	契－17
18 契約書第 8 条に相当し、返還金の返還債務の履行の猶予を申請する場合	返還金の返還債務履行猶 予申請書	契－18
19 契約書第 9 条に相当し、返還金の全部の返還免除を申請する場合	返還金の全部の返還免除 申請書	契－19
20 契約書第 9 条に相当し、返還金の一部の返還免除を申請する場合	返還金の一部の返還免除 申請書	契－20
21 修学資金給付期間に契約書に定める係数を掛けた期間、産業動物獣医師として従事し、従事期間満了の確認を求める場合	従事期間満了確認申請書	契－21

- 注) 1 2 及び 3 の届出は、修学資金の給付間中、毎年度 4 月 15 日までに提出すること。
2 14 の届出は、従事期間満了確認申請書を提出するまでの間、毎年度末に提出すること。
3 その他の届出又は申請書は、届出又は申請すべき事由が生じた都度遅滞なく提出すること。
4 契約書第 13 条の別表に掲げる各種届出等については、契－16 を除き本人自筆とする。

別記様式契－１号（住所・氏名等変更届）

住所・氏名等変更届

年 月 日

一般社団法人長野県畜産会長 殿

修学生番号（ ）

住 所

電話（携帯可）

氏 名

私
下記のとおり の住所（氏名）を変更しましたので、届け出ます。
連帯保証人

記

変 更 事 項		変 更 前	変 更 後
本人の場合	ふりがな 氏 名		
	現 住 所	〒	〒
連帯保証人の場合	氏 名	(年 月 日生)	(年 月 日生)
	本 籍 地	県（都道府）	県（都道府）
	現 住 所	〒	〒
	職 業		
	本人との続柄		
変更の事由			

（注）本人又は連帯保証人の姓名が変わった場合は、戸籍抄本を添付してください。

別記様式契－２号（進級届）

進 級 届

年 月 日

一般社団法人長野県畜産会長 殿

修学生番号（ ）

住 所

電話（携帯可）

氏 名

下記のとおり進級しましたので、届け出ます。

記

1 氏名

2 在籍大学名等 大学 学部 学科

3 進級した学年及び進級年月日 第 学年 年 月

大学 学（学部）長 殿

氏名

獣医師養成確保修学資金給付を受けるため必要がありますので、上記のことについて証明されたくお願いします。

.....
上記のことについて証明する。

年 月 日

大学

学（学部）長

注） 1 この届出は修学資金の給付を受けている期間中、毎年度４月１５日までに提出してください。

2 大学が閉鎖されているなど、期日までの進級届の提出が困難な場合は在学証明書の提出をもって進級を確認することを可とします。あらかじめ事業実施主体に連絡した上で、進級届の提出が可能となった時点で提出してください。

別記様式契－３号〔留年届（留年後進級届）〕

留 年 届（留 年 後 進 級 届）

年 月 日

一般社団法人長野県畜産会長 殿

修学生番号（ ）

住 所

電話（携帯可）

氏 名

下記の通り 留年 しましたので、届け出ます。
留年後進級

記

1 氏名

2 在籍大学名等 大学 学部 学科

3 留年期間及び留年した学年

年 月 日から 年 月 日まで 第 学年
(留年後進級した年月及び学年 年 月 第 学年)

大学 学（学部）長 殿

氏名

獣医師養成確保修学資金給付手続のため必要がありますので、上記のことについて証明されたくお願いします。

上記のことについて証明する。

年 月 日

大学

学（学部）長

別記様式契－４号〔休学届（休学後復学届）〕

休学届（休学後復学届）

年 月 日

一般社団法人長野県畜産会長 殿

修学生番号（ ）

住 所

電話（携帯可）

氏 名

下記のとおり 休学 しましたので、届け出ます。
休学後復学

記

1 氏名

2 在籍大学名等 大学 学部 学科 第 学年

3 休学期間 年 月 日から 年 月 日まで
(休学後復学した年月及び学年 年 月 第 学年)

大学 学（学部）長 殿

氏名

獣医師養成確保修学資金給付手続のため必要がありますので、上記のことについて証明されたくお願いします。

上記のことについて証明する。

年 月 日

大学

学（学部）長

別記様式契－５号〔停学届（停学後復学届）〕

停 学 届（停 学 後 復 学 届）

年 月 日

一般社団法人長野県畜産会長 殿

修学生番号（ ）

住 所

電話（携帯可）

氏 名

下記のとおりに
停学処分を受けましたので、
復学しましたので、
届け出ます。

記

1 氏名

2 在籍大学名等 大学 学部 学科 第 学年

3 処分の事由

4 処分の期間 年 月 日から 年 月 日まで
(停学処分後復学した年月日及び学年 年 月 日 第 学年)

大学 学（学部）長 殿

氏名

獣医師養成確保修学資金給付手続のため必要がありますので、上記のことについて
証明されたくお願いします。

.....
上記のことについて証明する。

年 月 日

大学

学（学部）長

別記様式契－6号（退学届）

退 学 届

年 月 日

一般社団法人長野県畜産会長 殿

修学生番号（ ）

住 所

電話（携帯可）

氏 名

下記のとおり退学しましたので、届け出ます。

記

1 氏名

2 退学前の在籍大学名等

大学

学部

学科

第 学年

3 退学年月日

年 月 日

大学 学（学部）長 殿

氏名

獣医師養成確保修学資金の給付契約解除手続のため必要がありますので、上記のことについて証明されたくお願いします。

.....
上記のことについて証明する。

年 月 日

大学

学（学部）長

（注）退学する理由書を添付してください。

別記様式契－7号（辞退届）

辞 退 届

年 月 日

一般社団法人長野県畜産会長 殿

修学生番号（ ）

住 所

電話（携帯可）

氏 名

下記のとおり辞退しますので、届け出ます。

記

1 氏名

2 在籍大学名等 大学 学部 学科
第 学年

大学 学（学部）長 殿

氏名

獣医師養成確保修学資金の給付契約解除手続のため必要がありますので、上記のことについて証明されたくお願いします。

.....
上記のことについて証明する。

年 月 日 大学

学（学部）長

（注）辞退する理由書を添付してください。

別記様式契－８号（専攻中止届）

獣医学専攻中止届

年 月 日

一般社団法人長野県畜産会長 殿

修学生番号（ ）

住 所

電話（携帯可）

氏 名

下記のとおり獣医学を専攻しなくなりましたので、届け出ます。

記

1 氏名

2 専攻中止学部学科及び学年 大学 学部 学科
第 学年

3 専攻中止年月日 年 月 日

大学 学（学部）長 殿

氏名

獣医師養成確保修学資金の給付契約解除手続のため必要がありますので、上記のことについて証明されたくお願いします。

上記のことについて証明する。

年 月 日 大学

学（学部）長

（注）専攻を中止した理由書を添付してください。

別記様式契－ 9 号（卒業年次の免許未取得届）

卒業年次の獣医師免許未取得届

年 月 日

一般社団法人長野県畜産会長 殿

修学生番号（
住 所
電話（携帯可）
氏 名

下記のとおり獣医師免許を取得できなかったもので、届け出ます。

記

- 1 卒業した大学名等 大学 学部 学科
- 2 卒業年月日 年 月 日 卒業証書の記号番号（ ）
- 3 獣医師免許未取得の事由
年度獣医師国家試験 不合格
受験せず
合格したが未登録
(事由：)
- 4 翌年度における国家試験受験の意志 有 ・ 無

(注) この届は、大学を卒業した年に獣医師免許の取得をしなかった場合に提出してください。

別記様式契－１０号（卒業翌年次の免許未取得届）

卒業翌年次の獣医師免許未取得届

年 月 日

一般社団法人長野県畜産会長 殿

修学生番号（
住 所
電話（携帯可）
氏 名

下記のとおり獣医師免許を取得できなかったもので、届け出ます。

記

1 卒業した大学名等 大学 学部 学科

2 卒業年月日 年 月 日

3 獣医師免許未取得の事由

年度獣医師国家試験 不合格

受験せず

合格したが未登録

その他

（事由： ）

（注）この届は、大学を卒業した翌年に獣医師免許の取得をしなかった場合に提出してください。

業 務 未 就 業 届

年 月 日

一般社団法人長野県畜産会長 殿

修学生番号（
住 所
電話（携帯可）
氏 名

このことについて、下記のとおり届け出ます。

記

1 産業動物獣医師として業務に就業しないこととなった事由

2 獣医師免許証の番号

（以下は該当する場合に記入してください。）

3 勤務先等

名称

所在地

主たる業務の内容

4 今後、産業動物獣医師として業務に就業する意志 有 ・ 無

（注）この届は、獣医師免許取得後、1年以内に産業動物獣医師として業務に就業しなくなった場合に提出してください。

別記様式契－１２号（業務非従事届）

業 務 非 従 事 届

年 月 日

一般社団法人長野県畜産会長 殿

修学生番号（ ）

住 所

電話（携帯可）

氏 名

下記のとおり産業動物獣医師として業務に従事しないこととなりましたので、届け出ます。

記

1 産業動物獣医師として業務に従事しないこととなった事由

2 新たな就業先等

名称

所在地

主たる業務の内容

3 産業動物獣医師として従事していた期間と就業先

年 月 日～ 年 月 日	就 業 先	診療・非診療の別
1		
2		
3		
4		
5		

（注） 1 従事していた勤務先が発行する就業期間の証明書を添付してください。

2 産業動物獣医師として業務に従事後、非従事となった場合に提出してください。

別記様式契－13号（業務就業届）

業 務 就 業 届

年 月 日

一般社団法人長野県畜産会長 殿

修学生番号（ ）

住 所

電話（携帯可）

氏 名

下記のとおり産業動物獣医師として業務に就業しましたので、届け出ます。

記

1 卒業及び獣医師免許取得年月日

大学卒業 年 月 日

獣医師免許取得 年 月 日（免許番号 ）

2 勤務先： 名 称

所属部課

所 在 地

3 就業年月日： 年 月 日

4 就業期間における主たる従事業務の内容：

上記のとおり相違ないことを証明します。

勤務先の長

（家畜保健衛生所所長 ）

（注）1 この届は、卒業後初めて産業動物獣医師として業務に就業するとき、又は猶予後に業務に復帰するときに提出してください。

2 地方公共団体、農業協同組合、同連合会、農業共済組合、同連合会等の診療機関等に勤務する場合には勤務先の長の証明を、また、それ以外の診療所に勤務する場合又は個人開業の場合には、当該診療施設の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の証明を受けて提出してください。

別記様式契－14号（業務従事状況届）

業 務 従 事 状 況 届

年 月 日

一般社団法人長野県畜産会長 殿

修学生番号（ ）
住 所
電話（携帯可）
氏 名

〇〇年度における産業動物獣医師としての業務の従事状況について、下記のとおり届け出ます。

記

1 勤務先 名 称
所属部課
所 在 地

2 従事期間 年 月から 年 月まで

3 その他
2の従事期間中の休職又は停職の有無 有 ・ 無

上記のとおり相違ないことを証明します。

勤務先の長
(家畜保健衛生所所長)

- (注) 1 この届は、修学資金の給付期間に契約書第1条の3の(1)から(3)までに定める係数を掛けた期間を満了するまでの間、毎年度末に提出してください。
- 2 地方公共団体、農業協同組合、同連合会、農業共済組合、同連合会等の診療機関等に勤務する場合は勤務先の長の証明を、また、それ以外の診療所に勤務する場合又は個人開業の場合には、当該診療施設の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の証明を受けて提出してください。

別記様式契－１５号（勤務先・業務内容変更届）

勤務先・業務内容等変更届

年 月 日

一般社団法人長野県畜産会長 殿

修学生番号（ ）

住 所

氏 名

勤務先

年 月 日付けで 所属部課 が変わったので届け出ます。

業務従事内容

記

変更事項	変 更 前	変 更 後
勤 務 先 所属部課 所 在 地		
従事内容		

（注）変更後の欄には変更のあった事項のみ記入する。

上記のとおり相違ないことを証明します。

勤務先の長

（家畜保健衛生所所長 ）

- （注） 1 この届は、修学資金の給付期間に契約書第１条の３の（１）から（３）までに定める係数を掛けた期間を満了するまでの間、変更のあった都度提出してください。
- 2 地方公共団体、農業協同組合、同連合会、農業共済組合、同連合会等の診療機関等に勤務する場合は勤務先の長の証明を、また、それ以外の診療所に勤務する場合又は個人開業の場合には当該診療施設の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の証明を受けて提出してください。
- 3 変更に伴って従事する勤務先の雇用者又は勤務地の都道府県が変更となる場合は、事前に別記様式契－１６号により共同負担者の同意を得、添付して提出してください。

別記様式契－１６号（勤務先・地域変更の同意書）

番 号
年 月 日

一般社団法人長野県畜産会長 殿

共同負担者名

勤 務 先 ・ 地 域 の 変 更 に つ い て

獣医修学生（獣医修学生番号）〇〇〇〇が下記のとおり 年 月 日付けで勤務先又は勤務地域が変更となることについては同意します。

記

変更事項	変 更 前	変 更 後
勤 務 先		
地 域		

（注）変更後の欄には変更のあった事項のみ記入する。

別記様式契－１７号（返還金の返還猶予申請書）

獣医師養成確保修学資金の返還金の返還猶予申請書

年 月 日

一般社団法人長野県畜産会長 殿

修学生番号（
住 所
氏 名

下記の事由により返還金の返還の猶予を受けたいので、承認されたく申請します。

記

猶予申請の事由	
猶 予 申 請 期 間	年 月から 年 月まで（ か月間）

（注）猶予申請の事由には、今後の産業動物獣医師としての業務への復帰の見込みについても記入するとともに、猶予申請の事由を証する書面等を添付してください。

別記様式契－１８号（返還金の返還債務履行猶予申請書）

獣医師養成確保修学資金の返還金の返還債務履行猶予申請書

年 月 日

《事業実施主体の長》 殿

修学生番号（ ）

住 所

氏 名

下記の事由により返還金の返還債務の履行の猶予を受けたいので、承認されたく申請します。

記

猶予申請の事由	
猶 予 申 請 期 間	年 月から 年 月まで（ か月間）

（注）猶予申請の事由には、今後の産業動物獣医師としての業務への復帰の見込みについても記入するとともに、猶予申請の事由を証する書面等を添付してください。

別記様式契－１９号（返還金の全部の返還免除申請書）

獣医師養成確保修学資金の返還金の全部の返還免除申請書

年 月 日

一般社団法人長野県畜産会長 殿

修学生番号（ ）

住 所

氏 名

（本人死亡の場合は連帯保証人）

住 所

氏 名

下記の事由により返還金の全部の返還の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

免除を申請する事由				
獣医修学生 の氏名	決 定 番 号		ふりがな 氏 名	

（注）免除の事由を証する医師の診断書等の証明書を添付してください。

別記様式契－２０号（返還金の一部の返還免除申請書）

獣医師養成確保修学資金の返還金の一部の返還免除申請書

年 月 日

一般社団法人長野県畜産会長 殿

修学生番号（
住 所
氏 名

下記の事由により返還金の一部の返還の免除を受けたいので、申請します。

記

返還金等の一部の免除を申請する事由	
免除を受けようとする返還金等の額	円

（注）免除を受ける事由を証する書面を添付してください。

別記様式契－２１号（従事期間満了確認申請書）

従事期間満了確認申請書

年 月 日

一般社団法人長野県畜産会長 殿

修学生番号（
住 所
氏 名

下記のとおり、契約書第１１条に定める期間を産業動物獣医師として業務に従事したので、確認を申請します。

記

獣医修学生 の氏名	決 定 番 号		ふりがな 氏 名	
修 学 資 金 の 給 付 期 間	年 年 月額	月から 月まで 円	か月間	
所 属 診 療 機 関 等 の 名 称		診 療 業 務 従 事 期 間		
1		年 月 日～ 年 月 日		
2		年 月 日～ 年 月 日		
3		年 月 日～ 年 月 日		
4		年 月 日～ 年 月 日		
5		年 月 日～ 年 月 日		
6		年 月 日～ 年 月 日		
		(合計従事期間 年 か月)		

(注) 従事していた勤務先が発行する就業期間の証明書を添付してください。